

インターネット投稿サイトへの投稿等によるヘイトスピーチに係る投稿者氏名等情報の取得に関する検討について（論点整理）

第1 インターネットのような公然性を有する通信について

- 1 インターネット投稿サイトの投稿者の氏名情報についても公然性を有する通信とみることができるか
- 2 公然性を有する通信は表現の自由の問題なのか、あるいは通信の秘密の問題なのか
 - (1) 表現の自由の問題である場合
 - ・ インターネット投稿サイトにおいて仮名が許されている場合には氏名情報は秘密であることが期待されていると考えられるところ、匿名表現の自由を制約し、投稿者の氏名を公表するだけの公益的理由があるといえるか。
 - (2) 通信の秘密の問題である場合
 - ・ 電気通信事業法やプロバイダ責任制限法が、条例による投稿者の氏名情報の開示請求を容認する趣旨であるかどうか

第2 行政による公表の法的性質について

- 1 本市条例はヘイトスピーチを行っている者に対する義務付けその他の直接的な規定をしていない中で、氏名等公表の性質をどのように考えるのか
 - (1) 条例における公表が情報提供的公表にとどまるとした場合
 - ・ アカウント名の公表により情報提供的な意味での目的は一定達成されているとも解しうるところ、投稿サイト運営者に対する氏名情報の開示請求を条例上規定する合理性はあるか。
 - (2) 条例における公表が制裁的性格をもつとする場合
 - ・ 条例には義務付けその他の直接的な規定がなく、その性格は公表制度の反射的効果にとどまるものであり、制裁的側面を強くするのであれば、投稿サイト運営者に義務を規定し構成要件を明確にすることが求められるのではないか。
 - ・ 投稿者には義務が規定されていない中で、投稿サイト運営者に義務を規定する合理性があるか。

第 3 電気通信サービスの提供に関する契約約款に基づく投稿サイト運営者からの氏名情報の提供について

- 1 個人情報とは原則として本人の同意なく第三者に提供できないものであるが、電気通信サービスの提供に関する契約約款において個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該規定に基づき投稿サイト運営者から投稿者の氏名情報の提供をうけることは現実的にありえるのか。

例 「法令に基づく場合」「国の機関若しくは地方公共団体又はそれらの委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが本人同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合」など

- 2 投稿サイト運営者から情報提供をうけることが現実的に可能である場合、サイト運営者から投稿者の氏名等を取得できるとする条例の規定を設けることについて、大阪市個人情報保護条例との関係で考えられる問題点は何か。

第 4 発信者情報の開示を求める範囲について

投稿サイト運営者が投稿者の氏名・住所等の情報を把握していない場合もありうるため、投稿者を特定するための情報開示請求を別の情報保有者に要請しなければならない場合が想定されるが、こうした手続きを条例に定めることについてどう考えるか。